

～第56回 東通村産業まつりについて～

11月3日（日）東通村体育館及び周辺において『第56回 東通村産業まつり』を開催いたします。多数のご来場を楽しみにしております！！

詳しい情報については、東通村公式LINE及びチラシ等で随時お知らせいたしますので、ご確認ください。



【問合せ先】

東通村産業まつり実行委員会事務局

農林畜産課

☎0175-33-2141

令和6年10月分から児童手当が変わります

制度改正の内容

■所得制限が撤廃されます

※高校生世代 平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれのお子さん

■高校生世代までのお子さんが支給対象になります

※第3子以降 受給者が養育している0歳から大学生年代までのお子さんのうち、年長者から数えて第3子以降になる高校生年代までのお子さん

※大学生年代 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれまでのお子さん

■支給回数が年3回から年6回（偶数月）になります

初回支給は
令和6年12月

制度改正後の支給月額

児童の年齢	支給額（月額）令和6年10月から	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

手続きが必要な方

- (1) 高校生世代までのお子さんを養育している方（中学生以下のお子さんを養育している世帯を含む）
- (2) 生計中心者が、所得上限限度額以上で児童手当を受給していない方
- (3) 経済的負担のある大学生年代のお子さんを含め、お子さんを3人以上養育している方

受付期間

令和6年10月1日～随時（土・日・祝日を除く）

※支給対象となる世帯へ郵送により、お知らせしますので、同封の認定請求書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口へ提出していただきます。

なお、公務員等の場合は勤務先の所属庁で手続きが必要となる場合があります。

健康福祉課 福祉グループ ☎0175-28-5800